平成２５年（フ）第１９０６号
札幌市東区北37条東27丁目４番20―306号
債務者　ディクソン志乃（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９２５号
札幌市豊平区平岸２条６丁目２番８号　斉藤マンション２階６号
債務者　三本木美智子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１号
岩手県久慈市田屋町第１地割30番地11、旧住所岩手県久慈市寺里第31地割110番地３　石崎ハイツ３号
債務者　中新井田斉
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３２号
岩手県久慈市田屋町第１地割30番地11、旧住所岩手県久慈市寺里第31地割110番地１　石崎ハイツ３号
債務者　中新井田舞
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第９７号
山形県米沢市塩井町塩野3140番地の２
債務者　大渕　沙紀
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第７３号
福島県会津若松市白虎町176番地の22、前住所福島県会津若松市白虎町156番地の１　小林アパート
債務者　本名　恵美
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
群馬県前橋市富士見町小暮１番地５
債務者　松原　孝幸
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３００号
群馬県前橋市滝窪町321番地16
債務者　星野三千代
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０６号
群馬県前橋市総社町植野541番地８　ナヌムＩＷＡＯ203号
債務者　小池　宏子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１８号
群馬県前橋市青柳町224番地　ヴェルコートＣ―202号
債務者　戸口　治郎
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１９号
群馬県前橋市富士見町原之郷330番地　スマイルＮＳ202号
債務者　奥山　勝美
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９号
群馬県利根郡みなかみ町下牧625番地１
債務者　関　　周治
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
群馬県藤岡市藤岡579番地３
債務者　小峰　恒男
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２０５号
群馬県高崎市吉井町下奥平54番地
債務者　房野　幸雄
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２１１号
群馬県高崎市根小屋町2258番地19
債務者　野口　時男
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３３５号
埼玉県熊谷市別府３丁目191番地　ブルメリアⅡ102
債務者　高塚　信治
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３６号
埼玉県熊谷市別府３丁目191番地　ブルメリアⅡ102
債務者　高塚　恵子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部